

●香川県告示第430号

本津川水系本津川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県高松土木事務所河川砂防課、香川県中讃土木事務所河川港湾課に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

香川県知事 真鍋武紀